

# 平成22年度の国民健康保険税 税率や限度額が改正されました

国民健康保険特別会計は、加入されている世帯の皆さんの保険料や、国・道からの交付金などで運営されていますが、保険会計から支出する医療費は、年々増加傾向にあります。

この医療費に対して、交付金や保険料収入では、全額をまかないきれず、毎年、保険料以外の財源（一般会計からの繰入金）で補填している状況となっています。

町民の皆さんの健康増進や、病気の早期発見に向けた様々な予防事業などを行い、医療費の抑制に努めていくなかで、適切な保険財政運営を図っていかねばならず、今回、過去5年間据え置きしていた税率を見直し、本町の特殊事情も考慮のうえ、加入者の皆さんの最小限の負担増となるよう、国民健康保険税の「均等割額」を改正させていただきました。

また、地方税法の改正により賦課限度額が【表1】のとおり引き上げられています。

【表1】平成22年度 国民健康保険税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	小計	
			加入者全員に課税	介護納付金分 40～64歳の被保険者に課税
①所得割（世帯の所得）	6.70%	1.80%	8.50%	1.00%
②資産割（固定資産税の税額）	40.00%	10.00%	50.00%	10.00%
③均等割（加入者1人につき）	18,000円 (16,000円)	5,000円 (4,000円)	23,000円 (20,000円)	5,500円
④平等割（1世帯につき）	24,000円	6,000円	30,000円	4,000円
賦課限度額 （①～④の合計に対する限度額）	500,000円 (470,000円)	130,000円 (120,000円)	630,000円 (590,000円)	100,000円

## 低所得者に対する軽減の特例措置

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方がいる場合、移行後5年間は、国民健康保険税の軽減判定の際、後期高齢者医療制度に移行した方の前年所得や人数も含めて軽減判定を行います。



国民健康保険税の納付方法については、納付書や口座振替による「普通徴収」または、年金から天引きされる「特別徴収」があり各納期限【表3】までに納めていただきます。

ただし、「特別徴収」は、次の①から④すべての条件に該当する世帯が、対象となります。

なお、対象となる世帯には8月上旬に通知書を送付し、年税額などの詳細をお知らせします。

『特別徴収となる世帯要件』

①世帯主が国民健康保険加入者であること。  
※年度途中で75歳になられる場合は対象外

②世帯内の国民健康保険加入者の年齢が全員65歳から74歳で構成される世帯であること。

③対象となる年金の年額が18万円以上であること。

④国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超えないこと。

※年金からの特別徴収の対象となっていない世帯の方で、「納付方法変更申出書」を提出すると口座振替払いへ支払いの変更をすることができます。

## 平等割（世帯割）軽減の特例措置

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険に残る被保険者が1人になった場合、移行後5年間は医療給付費分と後期高齢者支援金分の平等割が半額になります。

【表3】国民健康保険税の納期

普通徴収	
第1期	平成22年8月31日
第2期	平成22年9月30日
第3期	平成22年11月1日
第4期	平成22年11月30日
第5期	平成23年1月4日
第6期	平成23年1月31日
第7期	平成23年2月28日

  

特別徴収	
4月	各月支給分の年金から天引き（仮徴収）
6月	
8月	
10月	各月支給分の年金から天引き（本徴収）
12月	
2月	

## 倒産・解雇などで離職された方は要チェック！！

# 国民健康保険税が軽減されます

- 対象者  
平成21年3月31日以降に非自発的失業のため会社を退職された方（失業時点で65歳未満）  
※雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の番号が、「11・12・21～23・31～34番」の方
- 軽減内容  
国民健康保険税の所得割額を軽減（離職者の給与所得を100分の30として算定します）
- 軽減期間  
離職した日の翌日から翌年度末まで
- 申請に必要なもの  
「雇用保険受給資格者証」および「印鑑」

問い合わせ先

◆国民健康保険税について  
総務課税務係  
☎52-2101

◆国民健康保険の届出・医療について  
保健福祉課介護医療係  
☎52-2211

納税は便利な口座振替で！

お忙しいあなたに代わって、信用金庫、農協、ゆうちょ銀行であなたの指定する口座から国民健康保険税を自動的に振替（引落し）することができます。

各金融機関・総務課税務係窓口にて申込用紙が備え付けてありますので、指定する口座の印鑑、通帳と納税通知書を持参のうえお申込みください。



前年の所得が一定の所得に満たない世帯については、【表2】のとおり所得区分に応じて7割・5割・2割といった、「均等割」と「平等割」の軽減制度が適用されます。なお、平成20年度からスタートした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）により、国民健康保険に加入している世帯の人が後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険の被保険者が減少する世帯や、被保険者が1人になるような世帯に対しては特別措置が講じられており、後期高齢者医療制度に移行した日から5年間が対象になります。

ただし、世帯主が変更された場合は、それ以降の特別措置は受けられません。

【表2】軽減制度に該当する所得区分と軽減割合

国民健康保険加入者数 （後期高齢者医療制度に移行した方を含む）	国民健康保険加入者と世帯主の前年所得の合算額	軽減割合	
		均等割 （1人あたり）	平等割 （1世帯あたり）
何人でも	330,000円以下	7割軽減	
1人（世帯主を除く）	575,000円以下	5割軽減	
2人（世帯主を除く）	820,000円以下		
3人（世帯主を除く）	1,065,000円以下		
330,000円 + (245,000円 × 世帯主を除く被保険者数) 以下の世帯		2割軽減	
1人	680,000円以下		
2人	1,030,000円以下		
3人	1,380,000円以下		
4人	1,730,000円以下		
330,000円 + (350,000円 × 被保険者数) 以下の世帯			

※5割軽減については、世帯主だけの1人世帯の場合は適用されません。